

## あとがき

を利用できることになって、私はこれで生きられる、生きようと思った」

「生活保護を利用できることになって、私はこれで生きられる、生きようと思った」

これは、ある生活保護利用者の言葉です。厳しい偏見がある生活保護を受けたくて受けている人はほとんどいないと言ってよいと思います。生活苦が重なり、やむにやまれず生活保護にたどり着き、やっと一息ついて、生きる希望を見つけようとしているのが、利用者の実情ではないでしょうか。こうした利用者に対しては、効果的な職業訓練などの息の長い「寄り添う支援」こそ必要です。それなしに、生活保護を有期制にして厳しくするのは、本末転倒であり、生きる権利を奪うものです。

本書は、保護利用者200万人時代を迎え、その要因を解明し、どのような対応が必要かを多角的に検討したものです。私たちの基本認識を改めて示せば以下のとおりです。

●生活保護は、困窮した市民200万人の生活を支えており、捕捉率20%台のもとで、生活保護に求められているのは、困窮した市民を漏れなく救済することである。

●生活保護利用者が増えているのは、雇用不安と、社会保険制度の機能不全が原因である。したがって、生活保護の負担を減らすには、雇用の再建と生活保護に至る前段階のセーフティネットの充実が不可欠であり、生活保護を狭めて解決できるものではない。

●生活保護に求められる支援は、釧路や板橋、京都で行われているように、生活を保障した上で自立支援を充実することであり、埼玉や大津で行われている貧困の連鎖を防止する学習支援の取組などを全国に広げることである。

●生活保護基準額は、市民生活を支えるナショナルミニマムであり、市民生活の「岩盤」である。低所得者との比較などで減額すべきものではない。

●生活保護制度や保護基準額を変えるなら、利用者、当事者の意見を聞くべきである。

しかし、生活保護の抜本的な改革を進める国と地方の協議は、すでに2011年5月30日から始まり、超スピードのスケジュールで、2011年8月には結論を出そうとしています。利用者など関係者の声を聞くことなく、公開されることもなく、行政担当者だけの密室協議で進められています。事態はまさに風雲急を告げていってよいでしょう。

憲法に保障された生存権を具体化する生活保護制度の抜本的な改革が、国と地方の実務者の協議だけで、拙速に決められてはなりません。障害者自立支援法に代わる新法が、十分ではないにしても、当事者の意見を踏まえて改正作業が進められていることに比べても、あまりに違います。

生活保護の歴史を振り返ると、保護率がある程度増加すると必ずと言ってよいほど抑制化の動きが生まれ、政策の変更が行われてきました。今回の有期保護の提案もその表れとみることができます。

現在の情勢は、生活保護制度を、利用しやすく自立しやすい制度としてさらにステップアップするのか、反対に厳しく使いにくい制度に戻らせるのか、まさに正念場にあると思います。本書が、日本において、生活保護制度がさらに機能を発揮し、生存権を真に定着させるための一助となれば幸いです。

2011年6月            編者を代表して 吉永 純